

審理員候補者名簿

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

審理員となるべき者
防災安全課長の職にある職員
秘書広報課長の職にある職員
財政課長の職にある職員
管財契約検査課長の職にある職員